## 遺言による寄付を お考えの方へ

# 一人是用台上

遺贈とは、遺言によって相続人以外に財産を贈ることです



[ご希望に応じて使途を選択できます]

未来を担う「こども達の支援」

互いに支えあう 「地域づくりの支援」

生活にお困りの「生活困窮者の支援」

社会福祉協議会は、寄付者の想いを受け止め、 柏の未来のために、有効に活用させていただきます



<sup>拙金屬</sup>地市社会福祉協議会



## 遺贈寄付



遺産は、相続する人がいない場合、最終的に国に帰属 することになります。

住み慣れた柏市への寄付をご検討ください。 お受けした寄付は、柏市のこども達や貧困等でお困り の方々、地域の支えあい等に役立てています。

### 寄付受け入れまでの流れ 🖌



#### 1. 寄付の目的や内容について確認

まずは気軽にご相談ください

#### 2. 遺言執行者の決定

遺言を実行してもらう方をお決め頂きます ご要望に応じて、専門家をご紹介します

#### 3. 遺言書の作成

法的に有効な遺言書をご作成ください

#### 4. 遺言の執行(寄付)

遺言により、財産が柏市社協へ寄付されます

柏市社会福祉協議会

〒277-0005 柏市柏五丁目11番8号 (いきいきプラザ) 平日 8:30~17:15 (土日祝除く) ☎04-7163-9000

(公財) 成年後見センター・リーガルサポート 千葉県支部 平日9:00~16:00 (土日祝除く)

**3**043-301-7831

柏市社会福祉協議会 領収書、お礼状、報告書等を送付

遺贈のほか、相続寄付や香典返し寄付をされる方もいらっしゃいます。

#### 相続財産の寄付

相続

相続財産の寄付をするこ とで、相続税対策をする こともできます。 なお、相続財産の寄付は 金銭に限ります。



葬儀で頂いた香典に返礼 品をお返しすることに代 えて、香典の一部又は全 額を寄付することができ ます。

香典返し寄付

#### 私たちは、以下のコンプライアンス・ポリシーに基づき遺贈寄付業務に従事しています

- 法令及び社会規範を遵守します。
- 個人情報保護規定を遵守します。
- 寄付の目的、寄付金の使途について事前に説明します。
- 寄付金の使い道は、ご報告させて頂きます。
- 寄付者の意思を尊重し、寄付を強要することはありません。
- 寄付の有無が、本会の補助金・事業等の審査・監査・評価に影響することは一切 ありません

## みんなでつなぐ ふくしのまち